

公益社団法人 高 分 子 学 会  
高分子研究奨励賞内規  
(2019年5月22日 理事会承認)

(総則)

第1条 高分子研究奨励賞（以下、「奨励賞」という）の候補者の推薦・選考については奨励賞規程によるほか、この内規の定めるところによる。

(受賞候補者の推薦手続)

第2条 受賞候補者の推薦は、本会正会員が行うものとする。ただし、推薦者の推薦件数は1件に限る。

第3条 推薦に必要な書類（各正1部、副4部もしくは6部）は、次のとおりである。

- (1) 推薦書
- (2) 受賞候補者の経歴書（写真不要）
- (3) 高分子学会における研究発表、国際会議発表リスト（20件以内）
- (4) 報文・特許リスト
- (5) 主たる報文5件以内の別刷・主たる特許公報5件以内の写（各2部）

(選考委員会の構成と委員の選任)

第4条 受賞候補者を選考するため、支部ごとに高分子研究奨励賞選考委員会（以下、「支部奨励賞選考委員会」という）をおく。

- 2 支部奨励賞選考委員会は、委員長1名および委員4名または6名（1名の受賞候補者を選考する支部は4名、複数名の受賞候補者を選考する支部は6名）の支部選考委員をもって構成する。
- 3 支部選考委員は、会長が委嘱する。
- 4 受賞候補者および推薦者は、支部選考委員となることはできない。
- 5 支部選考委員が受賞候補者の指導者、共同研究者であった場合は、選考委員会での当該候補者の業績説明時に退室し、また、当該候補者の投票は行わないものとする。
- 6 支部選考委員の辞退者の補充は、当該支部の支部長が決定する。
- 7 支部奨励賞選考委員会の支部選考委員名は、奨励賞規程第7条の手続きを経て受賞者決定後に、本会ホームページに公表する。
- 8 支部選考委員は、審議内容を部外に公表してはならない。

(支部奨励賞選考委員会の任務)

第5条 支部奨励賞選考委員会は、推薦書の中から、奨励賞規程第4条2項に定めた件数の受賞候補者の選考を行う。

- 2 支部奨励賞選考委員会は、前項の件数と別枠で、奨励賞規程第4条3項に該当する受賞候補者を選考することができる。
- 3 選考委員会委員長は、選考経過とその結果を選考後一週間以内に賞担当副会長に報告する。
- 4 各支部からの第2項の受賞候補者の総数が3件を超えた場合には、賞担当副会長が委員長

となり奨励賞選考委員会（以下、「本部奨励賞選考委員会」という）を設け審議する。

（本部奨励賞選考委員会）

第6条 本部奨励賞選考委員会は、委員長1名および委員4名の本部選考委員をもって構成する。

2 前項における委員のうち3名は原則として企業所属の者とする。

3 本部奨励賞選考委員は、会長が委嘱する。

4 受賞候補者および推薦者は、本部選考委員となることはできない。

5 本部選考委員が受賞候補者の指導者、共同研究者であった場合は、選考委員会での当該候補者の業績説明時に退室し、また、当該候補者の投票は行わないものとする。

6 本部選考委員の辞退者の補充は、委員長が決定する。

7 本部選考委員は、支部が選考した受賞候補者から、下記の各号に従い3名以内の最終受賞候補者を選考する。

(1) 受賞候補者の業績説明を聴取する。

(2) 審議の後、本部奨励賞選考委員会で決定した投票方法にもとづき投票による選考を行う。

8 本部奨励賞選考委員会の本部選考委員名は、奨励賞規程第7条の手続きを経て受賞者決定後に、本会ホームページに公表する。

（受賞者の決定）

第7条 会長は、奨励賞選考委員会の選考結果について理事会の議決を求めるものとする。

（受賞決定通知）

第8条 会長は、前条の経手を経た後、受賞者にその結果と表彰式などについて通知する。

## 補 則

1. この内規は、理事会の承認を得て施行する。

(1997年 6月 20日 理事会承認)

(1997年 11月 9日 一部改正理事会承認)

(1998年 5月 19日 一部改正理事会承認)

(1999年 5月 19日 一部改正理事会承認)

(2003年 3月 26日 一部改正理事会承認)

(2008年 11月 4日 一部改正理事会承認)

(2011年 5月 13日 一部改正理事会承認)

(2011年 11月 11日 停止条件付理事会承認 2012年 4月 1日 発効)

(2015年 3月 13日 一部改正理事会承認)

(2016年 5月 11日 一部改正理事会承認)

(2017年 3月 10日 一部改正理事会承認)